「ポジティブ・オフ」運動賛同規約

平成23年6月15日制定 平成23年12月1日改定 平成25年4月1日改定 平成25年7月1日改定 平成30年10月1日改定

(趣旨)

第1条

この規約は、企業・団体が従業員の休暇取得及び外出・旅行等を促進する運動である「ポジティブ・オフ」運動(以下「本運動」という。)について、本運動の賛同企業・団体(以下「賛同企業等」という。)が活動するに当たり、遵守すべき事項等を定めることで、本運動の適正かつ合理的な運営及び本運動の自律的な展開・拡大を実現し、これらを通じて、休暇を取得しやすい職場環境の創出等を促進するとともに、長期的に、休暇を楽しむライフスタイルやワーク・ライフ・バランスの確立等、成熟したライフスタイルを実現することを目的とする。

(事務局の設置及び賛同登録手続)

第2条

- (1) 本運動の推進にあたり、国土交通省観光庁は、「ポジティブ・オフ」運動事務局(以下「事務局」という。)を設置する。
- (2) 本運動への賛同を希望する企業・団体(以下「申請者」という。)は、賛同登録申請書により、「ポジティブ・オフ」運動事務局長(以下「事務局長」という)宛てに、 賛同登録を申請することとする。本運動の趣旨に賛同するすべての企業・団体(政府 関係機関及び地方公共団体等の公的団体を含み、個人、政治団体、宗教法人及び反社 会的勢力を除く。)が賛同登録を申請することができる。
- (3) 事務局長は、申請内容を審査し、登録を認める場合は、申請者に対し、『「ポジティブ・オフ」運動賛同登録通知』を発行する。
- (4) 賛同企業等は、本運動への賛同企業等であることを表明することができ、「ポジティブ・オフ」運動ロゴマークについても本運動の主旨の範囲内で使用することができる。

(賛同条件)

第3条

- (1) 賛同企業等は、本運動の趣旨に沿い、以下 $1\sim4$ の項目のうち、少なくとも1つの活動を実施することとする。
- 1. 既存の休業・休暇の制度の範囲内において、社内メール等の方法を活用し、従業員に休暇取得と外出・旅行等の実施を啓発すること。

- 2. 既存の休業・休暇の制度の範囲内において、社内メール等の方法を活用し、従業員に休暇取得と外出・旅行等の実施を啓発するとともに、福利厚生での費用負担等を行い、従業員の休暇取得と外出・旅行等をサポートすること。
- 3. 休業・休暇の制度を変更する又は新たな休業・休暇を設定し、その上で、社内メール等の方法を活用し、従業員に休暇取得と外出・旅行等の実施を啓発すること。
- 4.休業・休暇の制度を変更する又は新たな休業・休暇を設定し、その上で、社内メール等の方法を活用し、従業員に休暇取得と外出・旅行等の実施を啓発するとともに、福利厚生での費用負担等を行い、従業員の休暇取得と外出・旅行等をサポートすること。
- (2) 賛同企業等は、上記1~4の項目のいずれかを実施した上で、追加的に、本運動に合わせた自社商品/サービスのPRのほか、「ポジティブ・オフ」運動の趣旨に合致する独自の取組を行うことができる。

(賛同登録期間)

第4条

賛同登録期間は、本運動の継続している限りとする。

(賛同登録の取消)

第5条

賛同企業等は、事務局長に対し、賛同登録取消申請書を提出することにより、いつでも 賛同登録を取り消すことができる。

(アンケート調査等への協力)

第6条

賛同企業等は、事務局長から要望があった場合には、本運動における活動内容に関するアンケート調査及びヒアリング等に協力することとする。アンケート調査及びヒアリング等の結果は、賛同企業等が全体としてどのように活動しているかを把握し、今後の本運動推進のための資料とする。また、個別企業・団体が特定される形では公表しないこととする。

(登録の抹消及び是正の為の処置)

第7条

賛同企業等が本運動の趣旨に反するような行為又は規約に違反する行為を行ったと国土 交通省観光庁が認める場合、法令及び公序良俗に反する行為を行ったと国土交通省観光庁 が認める場合、その他国土交通省観光庁が必要と認める場合には、次に掲げる措置を講ず ることとする。

(1) 是正のための改善要請

- (2) 警告
- (3) 賛同登録の抹消やロゴマーク利用許可の取消
- (4)企業・団体名公表
- (5) 訴訟

(事務局)

第8条

- (1) 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- (2) 事務局長は、観光庁参事官(旅行振興)をもって充てる。
- (3) 事務局員は、観光庁旅行振興室の休暇担当をもって充てる。

(附則平成23年6月6日)

この規約は、平成23年6月6日から施行する。この規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があり、改訂内容については観光庁ホームページ等で通知する。

(附則平成23年12月1日)

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

改定前の規約に基づく「ポジティブ・オフ運動推進パートナー参加登録通知」は、改定 後の規約における『「ポジティブ・オフ」運動賛同登録通知』として、引き続き効力を有 することとする。

(附則平成25年4月1日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があり、改訂内容については 観光庁ホームページ等で通知する。

(附則平成30年10月1日)

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

この規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があり、改訂内容については「ポジティブ・オフ」ホームページ等で公表する。